

伊川谷駅前詰所とりこわし他工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市西区前開南町1丁目
- ・工 種 解体
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和5年12月15日から令和6年3月29日

◆変更契約の概要 (第1回変更)

- ・変更契約日 令和6年3月26日
- ・契約金額 (税込) 変更前 15,095,300 円  
変更額 1,991,000 円  
変更後 17,086,300 円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市東灘区本庄町1-5-1-102  
株式会社セルベイト  
代表取締役 吉野 和宏

◆備考

## 設計変更理由書

工 事 名	伊川谷駅前詰所とりこわし他工事 第1回契約変更
<p>契約変更の工事概要</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 詰所、引込柱の基礎形状の変更</li><li>2. 街灯の新設</li><li>3. 雨水柵・管の撤去・復旧</li><li>4. 樹木、ベンチの撤去</li><li>5. インターロッキング舗装敷設範囲の追加</li></ol>	
<p>契約変更理由</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当建物等の建築図面が無かったことから基礎形状を想定としていたが、解体作業に際し実態が想定する基礎形状と異なることが判明したことから、実作業に対する精算を行う必要が生じたため。</li><li>2. 駅前広場を管理する他局からの要望により、当建物解体跡地周辺に街灯が無く照度不足が懸念されることから、新たに街灯を設置する必要が生じたため。</li><li>3. 1の理由のとおり工事発注当初は当建物の基礎形状が不明であったが、解体作業を行うなかで、駅前広場の既設雨水柵が当建物の基礎の上に固着されていることが判明し、雨水柵を残したまま基礎を撤去することが困難なことから、雨水柵及び雨水管を撤去し、新たに雨水柵及び雨水管を敷設する必要が生じたため。</li><li>4. 工事請負業者との協議の結果、存置予定としていた樹木等が解体作業に支障することが判明したことから、撤去する必要が生じたため。</li><li>5. 4の理由に伴い、樹木等の撤去跡地にインターロッキング舗装を敷設する必要が生じたため。また、解体作業の影響により、再利用できた既設インターロッキング舗装材の数量が当初想定より下回る結果となり、新設数量を追加する必要が生じたため。</li></ol>	